

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－105）、MOX燃料加工施設（1－96）」

2. 日時：令和4年1月26日（水） 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員 燃料製造事業部副事業部長

松田 常務執行役員

須田 執行役員 経営企画本部 副本部長 他22名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2

年 12 月 24 日)

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

・ 令和 4 年 1 月 18 日

「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	登録を開始しました。
0:00:03	規制庁清水です。
0:00:05	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	まずは規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:23	本庁会議室からナカガワタジリシミズ。
0:00:28	他、ウェブからオオオカとタカナシカミデ。
0:00:33	以上になります。
0:00:34	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成の説明をお願いします。
0:00:42	はい。日本原燃六ヶ所ナカハマでございます。
0:00:46	本日の日本原燃側の参加者をご紹介します。
0:00:51	まず事務局といたしまして、ストウマツダスダ。
0:00:56	ムラノタカハシフジノタナカサトウシミズ。
0:01:04	アカマツ。
0:01:05	タニグチ。
0:01:07	イシハラ。
0:01:08	説明者といたしまして、
0:01:10	海老名千野先。
0:01:13	ヤマモトヤマモト。
0:01:15	アカマツ。
0:01:17	クボタ。
0:01:18	堀口。
0:01:19	笹木。
0:01:21	安保。
0:01:22	福村。
0:01:23	河口。
0:01:25	佐渡。
0:01:26	あと関西電力様からな、笹川様が参加していただいております。
0:01:33	本日でございますけれども、画面共有させていただいております。
0:01:37	溢水及び薬品に関わる説明となっておりまして、溢水00-0100-02。
0:01:47	溢水の02。
0:01:49	続きまして薬品の00-01、薬品の0に多くご説明したいと思います。

0:01:57	よろしければ、溢水の方から進めさせていただきたいと思います。
0:02:08	はい。日本原燃の篠崎です。
0:02:11	令和4年1月18日に提出いたしました、一睡0001のR6。
0:02:20	設工認に係る補足説明資料、本文添付書類、補足説明項目への展開学校 溢水の再処理施設と、
0:02:29	同じく、令和4年1月18日にご提出させていただきました、溢水0002 - R6、こちらも9施設になりますが、
0:02:39	こちらについてご説明差し上げます。
0:02:43	はい。この術シリーズでございますけれども、
0:02:47	他条文でいろいろ議論させていただいた内容を踏まえまして、
0:02:52	構成或いは記載内容といったところを、前回修正時から訂正して参りま した。
0:03:00	主な変更点といたしましては、エッセイ条文、以前お出ししたものに つきましては、
0:03:07	清常務も含めた記載となっておりましたけれども、今回は、それを書 き分けるといったところが、前回提出時から大きく異なるところでござ います。
0:03:17	また前回ヒアリングで、中身が冗長、同じ記載が超重複しているとい ったようなご指摘もいただきましたので、
0:03:27	そういったところの修正を行って参りました。
0:03:31	で、その修正に合わせて別紙2以降について、別紙1の修正に合わせ まして、別紙2以降にも展開してございます。
0:03:40	こちらからの説明は以上でございます。内容を確認いただいた中で、ご 指摘、或いはご質問等あればお願いしたいと思います。
0:03:49	以上です。
0:03:56	規制庁シミズです。長規制庁側から確認事項ございましたらお願いしま す。
0:04:05	規制庁岡です。では、まず別紙1の基本設計方針のところから、幾つか 確認させていただければ。
0:04:14	別紙1がですねまず全体的な話なんです、初めの方は、車としてるん ですが、
0:04:22	数ページ進むとだんだんこの吹き出しがずれてきたけどその辺はちょ と確認しなかったんで、
0:04:29	少ししっかり、提出前に確認いただければと思います。
0:04:35	認識してましたでしょうか。
0:04:40	日本原燃篠崎でございます。大変失礼いたしました。

0:04:44	認識したものであったが確認できてなかったことと思いますので、反省して、次回以降ちゃんと見るようにいたします。
0:04:51	規制庁角です。また他の条文も含め、そういうところ、提出前に、加力チェックでいいんで、
0:04:59	ご確認いただければと思います。
0:05:02	内容なんですがまず 6 ページ目。
0:05:04	一番初めのページで、
0:05:09	基本設計方針施工日を設計方針の 2 段落目そのために、
0:05:14	いつ評価するっていうようなところ、こういうところは、他の条文でも結構ある形なんですけど、評価するから、何々、
0:05:25	をする設計とするとか、そういうヒ素の評価を使ってどういうふうに設工認上進めていくかっていうところを少し、
0:05:34	記載してください。
0:05:37	加賀です。
0:05:41	日本原燃の篠崎です。ここの趣旨としましては、前段を受けて、安全機能を損なわない設計とする。
0:05:50	そのために溢水評価しますということでこの溢水評価が、上の設計とすることにかかってくるということでこういう記載してございました。
0:06:00	はい、規制庁化ですその趣旨は理解できたんですが、それだとちょっと。
0:06:05	実用炉の方の書き方は、
0:06:09	2 引きずられてっていうところもあるのかもしれませんが、
0:06:14	溢水評価をするから、ない、安全機能の一層の結果を利用して一緒に対して安全機能を損なわない設計とするというような、
0:06:22	書き方にしていいただければと思います。はい。日本原燃、日本原燃資料だけで承知いたしました最後は、設計とするという形で、終わるような表現に見直します。
0:06:35	はい。成長をかけつつ、続きまして 10 ページ目。
0:06:39	2 と見ていただきまして、
0:06:43	ここの解説のところで、ちょっと消火設備以外の放水設備の例が書いてあるサポ原子炉格納容器スプレーとか、
0:06:52	書いてあって非常に違和感を感じたんですがこれはどういうことが、
0:07:05	日本原燃の篠崎です。
0:07:09	00 再処理施設ないものを、例として挙げたところに違和感というご指摘かと思いますはい。
0:07:17	修正させていただきますおっしゃる通り再処理施設、

0:07:21	例を挙げるようにちょっと修正させていただきます。
0:07:26	超過ですよろしくお願ひします。
0:07:30	あと 23 ページぐらいまでと引きまして、
0:07:39	本構造の話、3 段落目のところで書いてあるんですが本坑損。
0:07:45	その等の解説の中で、
0:07:48	本邦どうぞ。
0:07:52	使わない。はい。ところを今後版を設置するみたいなふうに。
0:08:00	保護盤の設置っていうのはほぼ構造だと思いますんで何かちょっと矛盾を感じたんですが。
0:08:06	向こうの記載がいかないんです。
0:08:15	日本原燃だけ少々お待ちください。
0:08:46	関西電力の笹川ですが、コメントの趣旨というのは、防護板の設置というので防護 1 課というのはその保護構造の 1、一部に当たるんじゃないかというご質問。
0:08:59	ということよろしいでしょうか。
0:09:01	はい規制庁からその通りです。
0:09:04	この考え方はまず、保護構造というので、まず、機器に対して IP コードがあるかないかというのが一つあります。
0:09:14	で、今回 IP コードをではない。
0:09:20	IP コードを許さないものに対しては、この保護板をつけると、被水に対してつけるということなんで、ちょっと使い分けて帰ってるということでございます。
0:09:30	規制庁管です。この構造を許さないという、
0:09:35	こと。
0:09:37	と IP コードはどういう関係にある。
0:09:43	日本原燃の山本ですけども、保護構造を有するっていうところの確認として、
0:09:52	防滴仕様のある IP A、A4 以上の設備である、ちょっと旧規格だと J P4 以上なんですけど。
0:10:03	そういうものであるか、またはその IP の等級を決定する機関で
0:10:13	同じような、江藤放水試験。
0:10:17	そしてその防滴性能を確認したりとかすることもやった上で、そういう
0:10:25	そう。
0:10:27	向後。他、水の浸水とかに対しての性能を担保できないものについては、

0:10:39	気水から防護する板を設置するっていうようなところもあるので等っていうのを、本文では記載しているということです。
0:10:51	はい。季節は夏至で結局その防護板を、
0:10:56	には、
0:10:58	無構造に該当しないっていうことは、IPコードがついてないからっていうことなんですか。
0:11:08	日本原燃の山本ですけどもその5番に対してそのIP試験をしてるわけではありまして、ボスされる方、保護すべき等、
0:11:22	防護対象設備に対し、2、等級の性能がない場合は、
0:11:30	そうです。
0:11:32	その設備に被水しないように、
0:11:35	板を間に設置して水がかからないようにすると。
0:11:40	そういう考えでございます。
0:11:47	はい、規制庁はわかりました。やっぱり、そうですねそういうよくいうなれば、確かに。
0:11:55	そういうふうにも読める。
0:11:57	できたので、はい。理解しましてありがとうございます。
0:12:03	次、26ページ目なんですけど、
0:12:07	ここを前回、大分前のヒアリングにはなるんですがちょっと少し、
0:12:13	整理いただくということで、結局、年蒸気遮断弁の話が出てきて、
0:12:23	今回隔離信号発信も、
0:12:26	そんな病院がっていうような、整理になった後で、
0:12:31	前回からちょっと変わってると思うんですが、これ。
0:12:36	結局どういう。
0:12:39	ことだったんでしょかっていうその経緯みたいなのをちょっと伺いたいんですが。
0:12:45	はい。日本原燃の篠崎です。
0:12:48	前回前々回のヒアリングでご議論させていただきますけど、最終的にですね、基本設計方針に載せるべき数値としまして、
0:13:00	この長期遮断弁の
0:13:04	閉まるまでの時間ですね、こちらは蒸気影響評価の、
0:13:08	消火の前提条件になるものでございますので、
0:13:12	こちらはしっかりと基本設計方針に書くというところで見直しで今回記載させていただいたものです。
0:13:19	以上です。
0:13:20	はい、規制庁5ヶ月で。

0:13:22	す。その辺の議論の中で結局、長期。
0:13:28	遮断弁の可視化の信号発信。
0:13:31	金森っていうのは結構重要なファクターなので、仕様表対象ではないのかとかそういう議論も、
0:13:38	あったかと思うんですが、今回別紙2の方では設置要求、
0:13:42	なんて商標対象ではないというふうに定義されていたみたいですが、
0:13:47	この部分、結局、どういう、
0:13:50	整理になりましたかその辺のその、
0:13:52	金機能の、
0:13:56	プラスというか、重要度の観点からいきますと、
0:14:04	はい。日本原燃佐藤でございます。今の蒸気遮断弁の機能に対するその重要度の整理についてですが、照明の定義、
0:14:14	そしてまずはやはりDBA後重大事故といったその計装のインターロック信号で閉まる弁、あとはその安重機能を維持するために必要な作動する弁ってのがまずはその照明の定義に該当するものと、
0:14:27	いう形で、今おっしゃいますようにその重要度に、
0:14:31	応じて一番重いものっていうのを一応地表面というふうに考えている定義になってございます。この蒸気遮断弁をそれに当てはめて考えたときに、溢水全体として見れば、その仕様表の、
0:14:43	対象としてはやはりそのAID防水化構造物という格好でその場キーの観点で着目した場合は当然この遮断弁が証明になるのではないかというふうな議論もありましたけれども、
0:14:56	やはり遮断弁全体としてその溢水防護全体の考え方として、やはりその汚水評価の前提、その供給影響評価の前提条件という形で、
0:15:07	整理をさせていただいて、ただし今篠崎の方からご説明ありました通り、やはりその蒸気影響評価の中でも、ここの
0:15:17	作動時間というのは、少し重要度があるという形でやはりその作動時間に応じて解析の暴露試験の条件であったりその担保する前提にもなってございますので、
0:15:29	様子を書くという形で基本設計方針ではあるんですけども、時のその条件というのをしっかりと基本設計方針に書き込むという形で、
0:15:39	今は基本設計方針対象という考え方で整理させていただいてございます。以上です。
0:15:46	日本原燃のヤマモトですすいません今の発言の中のバクロ試験っていうのは発言ありましたけども、蒸気拡散解析に訂正させていただきます。
0:15:58	はい、規制庁かです。そういう整理で、



0:16:03	自然ではないかなとは思いますが。ここで殊、
0:16:10	しっかりまずその時間評価に用いるものっていうものを担保した上で、当然設置要求でしっかりそれをつけていくというところ、そういう
0:16:21	機能を持ったものをつけていくということで整理したということで、確かに影響緩和、
0:16:28	のものでありますので、
0:16:31	そういう整理になるのかなと思えますちなみに、実用部の方は、同様の整理になっているでしょう。
0:16:40	関西電力の笹川ですが同様でございます。
0:16:46	はい、規制庁ヶ月承知しました。ではこの部分は変え、そういうことで仕事しました。
0:16:52	麻生さん、30 ページ目なんですが、
0:17:00	設工認基本設計方針の3段落名のところで具体的にはと書いてあって、
0:17:08	ここが耐震のことだけ。
0:17:10	はい。地震起因のことだけ書いてあって、他の想定される溢水っていうのはここはかかってくるころかな。
0:17:20	今、
0:17:22	まず、
0:17:25	と、いかがですか。
0:17:36	社長からです他の溢水条件についても、ここに記載すべきではないかっていうコメントなんですがその辺の整理状況とか感触はいかがでしょう。
0:17:57	日本原燃篠崎少々お待ちくださいませ。
0:18:27	すいません。日本原燃の篠崎です。申しわけござ 1000 趣旨を確認させていただきます。屋外タンクだけではない。
0:18:35	のではないかというご指摘ですか。
0:18:38	規制庁下ですまず屋外タンク等でっていうところは、それは前の方で説明されてるんです。
0:18:44	その基準が地震起因だけに、今は限定して書かれてるよう感じたんですが、
0:18:51	例えばなんでしょうね、外部衝撃系とか、いろいろ南京で、屋外タンクから溢水が発生すると思いますし、
0:19:01	なんか、すごく限定して読め、屋外タンクに対して、地震が起こった場合だけしか考えてないようになんか、
0:19:12	限定して読めて止めたのでちょっと。

0:19:16	違和感を感じたというところなのですが、どういう整理で、こう書いてあるんでしょう。
0:19:23	日本原燃の山本です。これはですね許可の段階で
0:19:31	この竜巻による単体のタンクの破損等は、
0:19:37	屋外の
0:19:40	流体を内包する設備。
0:19:43	全部地震で壊した場合の評価に包絡されるということで整理資料でお示ししてまして。そこはちょっと、
0:19:54	今回はもう、清野木許可で整理済みということで、設工認では、屋外のタンクが地震で、
0:20:06	医師、すべてちょっと耐震性のないものが全部終わりというところをお示しするっていうことを考えているというものです。
0:20:17	はい、規制庁化です。おそらくそういうこと趣旨だろうなと思ひましてそういうのを少し吹き出し等で書いていただけると、こちらも確認するときに、理解がやってこう。
0:20:30	ヒアリング等でその趣旨は十分に、
0:20:34	先ほどの長記者断片とかの話も、少し説明を追加していただけるとありがたいですが。
0:20:45	はい。
0:20:46	日本原燃篠崎です。わかりやすいように工夫いたします。
0:20:51	規制庁の中ですけど。
0:20:53	ちょっと今のところはですね結果はそうなのかもしれないんですけど。
0:20:59	ここは別に結核というように網羅的にちゃんとその想定すべきところを想定する、しているかどうかそういう観点で、
0:21:09	多分、基本設計方針というのを書かないと、単なる吹き出しでそこがわかるのかっていうのはちょっと、
0:21:18	少し疑問のところがあってですね、
0:21:22	ここで書いてあるようなところって結局、
0:21:25	許可の本文なり、添付でどっかから引用して、これ持ってきてるんですかね。
0:21:32	なんか、直接の引用先というのはこう書いてないんですけど。
0:21:36	どっか入ってあるんですか本部内店舗
0:21:55	は多分。
0:22:00	で、
0:22:03	日本原燃塩崎でございます。

0:22:06	うん。
0:22:07	28 ページ。
0:22:21	A と、1 ポツ、7 ポツ 15 ポツ 6 ポツ 4、その他の線区体制で設計方針と ございまして、
0:22:30	そこの第 1 パラグラフで地下水の流入が云々と。ただ、地震以外の自然 現象に伴う溢水がところに、
0:22:41	はい。と書いてあります。
0:22:45	ね、ここで書いてあるのはその、
0:22:49	竜巻による飛来物が屋外タンク等に衝突する事によりっていう、地震以 外の自然現象に伴う溢水が、
0:22:57	損なわない設計とするってそうそういうことですよ。書いてある。
0:23:05	すみません日本原燃篠崎です。おっしゃる通り地震に包絡されるといっ たところは、記載ございませんので、
0:23:14	基本設計方針に
0:23:16	書かせていただきます。
0:23:21	ちょっとですね、ここで私がコメントするのもなんなんですけど。
0:23:26	全体的に見てですね、
0:23:30	許可を、
0:23:31	原燃の再処理の本文、
0:23:35	と、添付というところのですね。
0:23:39	引用というのはむしろ高実養老のところを、
0:23:43	参照しながら、
0:23:46	書いてるようなところがあって中身がおんなじであればですねそれほど 最後まで、何かきっちり、
0:23:54	合わせろと言うつもりはないんですけど、全体的な印象として何か御社 の許可本文添付よりは、実用炉に偏ったように見えるんですけどそこは 全体的な方針として、
0:24:06	これは今回どういう方針で作成しておりますか。
0:24:10	はい。日本原燃の篠崎でございます。基本はもちろんですね許可の本文 をベースに、設工認申請書の基本設計方針として書くべきところとい うのを、
0:24:22	許可の添付書類 6 から補ったという、それをベースにした上で、
0:24:28	炉の基本設計方針とを比較をしまして、記載程度で不足分を補うとい ったようなステップで、
0:24:37	作業を進めて参りました。ただですね溢水評価ぐらい以降からはですね 露頭、同じガイドに、

0:24:48	を参考にですね、溢水評価をやっていくといったこともありまして、
0:24:52	計画にどうやってることは最初にもやらなきゃいけないということで、炉側ですね、横並びを図ったように、
0:25:00	わかった。
0:25:02	ことによってですね、結果的に炉の基本設計方針非常に行ったものになってございますけれども。
0:25:10	再処理特有のエッセンスみたいなものはですね、もともと許可にあるところから持ってきてございまして、ただコピペしたというものではなくて、中身が一緒に参考にしたので、記載がいたと。
0:25:23	結果的に差異が出たというものでございます。
0:25:27	はい、規制庁中です。
0:25:29	請求評価ガイドを参考にすること自体は多分許可からわかってきたことなので、むしろ、
0:25:36	許可時からそういうところを合わせるべきだったんだとは思いますが、今更何かですねガラガラまた、
0:25:43	作り直してくれと言うつもりはないんですけれど。
0:25:47	結果としてちゃんとそうですね。
0:25:51	書き方が違っててもですね。
0:25:54	あくまでも元となるのは御社における許可の本文なり添付というものをですね。
0:26:00	範囲でちゃんとその、
0:26:02	その許可通りであるかどうかというところがあるので、何となく少し部分的に変えたところですね、本来許可、
0:26:11	本社における許可本文添付の趣旨をですね取り違えるようなことがないようにそこは、
0:26:19	精査していただければと思います。以上です。
0:26:27	はい。日本原燃の柴崎です。承知いたしましたそういった意味で、もう一度、許可の趣旨と変わってないといったところは、確認させていただきます。
0:26:37	規制庁谷井です。
0:26:39	次にそのページでなんですけど、衛藤奥家庭と建屋外の水の話なんですけど、
0:26:48	別に野呂通りかけというつもりは全然差はないんですけど。
0:26:52	具体的な記載を今回ほとんど書いてないと思っていて書かれてるのが循環水管濃縮というような話だから書けませんよって書いてあるんですけど、多分炉は具体的には書いてるところは、

0:27:03	その伸縮継ぎ手の話のほかに、水水に対して止水性を維持するため扉とか設置しますよっていう設計方針をうたっていると思っていたんですけど。
0:27:13	こういったところは、対象がないから書いてないと思えばいいですか。今書かれてるので。
0:27:19	溢水に対して、
0:27:21	一声が入ってこないように頑張りますみたいな方針だけ書かれていて、具体的な話っていうのはほぼ、
0:27:26	ないと思ってるんです。
0:27:28	次の話が後ろの方に書いてるという整理かなと思ったんですけどそのあたりでどのように整理されてますか。
0:27:35	日本原燃の篠崎です。まず直接的な答えとしましては、吹き出しに書いてございます通り、
0:27:42	再処理施設は巡回循環水管の伸縮継ぎ手の破損による溢水評価とか及び対策ってのがないということで、こちらは
0:27:53	当社の再処理の基本設計方針はないということになります規制庁タジリ趣旨が伝わらなかったようなんですけどここでうたってるのはLower、具体的にはあと溢水量低減対策ってというのが多分話し切れてて、
0:28:06	溢水の話は多分屋外タンクのやつも含んだ対策だと思っていて、
0:28:11	前段からの文章だけで言うと、
0:28:16	あれ、すいません実用炉をやっている人がその場にいたらこっって伸縮継ぎ手だけの話が書いてあるんですけど。
0:28:26	すいません関西電力の布田ですが、ここの送れるところで、例えば、当社の場合であれば屋外からの、
0:28:34	溢水に対して設備扉はありますので、設置すると書いてあるんですけど。
0:28:40	原燃さんの場合は、どういう設備がない、屋外からの浸水に対する説明はないということで書いてないということでございます。一応タジリですその場合っていうのは他からの扉とかに関しては水が入ってくる想定で評価してるとかそういうことでしたけれどもその高さまでいかないことを評価結果どっかに示すっちゃう話でしたっけ。
0:29:01	日本原燃の山本です。
0:29:04	屋外で発生する発生を想定する溢水に対しては、
0:29:10	当たって、許可の段階でもちょっと整理終了を示してるんですけど。
0:29:16	宛地上部 10 日以降高さが 300 ミリ以上、というふうに決まっております。

0:29:26	その高さまで水水位が上がることはないということで防護できているので、特別な被水防護設備をつけるという対策がないということになっております。
0:29:41	ちょっといいですか。若山さんであればぐらい対策設備がないっっちゃうこと等ですね全般溢水に関してなんですけど先ほどの
0:29:51	隔離メーカーなんかのところの信号の話もあったかと思うんですけど、具体的な設計があれに見えてないような状況になっていて、先ほどの信号の時間も何秒以内っていう話はあるんですけど、これ後で多分2回目以降の方で補足資料で信号くれの話とかも含めて資料が出てくるんと思うんですけど。
0:30:09	後々引っ張るひっくり返るようなことはないと思っていいですかね今回ちょっと特殊で、具体の屋外設備の冷却塔の話が出てこないから具体的な溢水対策の話をほぼ確認しないまま基本設計方針見るんですけど。
0:30:22	水がちょっと特殊で、少し具体の対策みたいのも基本設計方針実用の頃から変えてると思って、後々ひっくり返ると言わへん人みたいな扱いになっちゃう気がしたんでそのあたりってのは、当然精査されていると思って大丈夫ですかね特にこの信号フリーの話とかってどの方でも多少もめて、
0:30:37	臨時会いじったりもしたような気がしたので大丈夫ですよっていう確認になってしまうんですけど。
0:30:44	はい二本木委員にヤマモトです。その辺りワードの状況も確認しております。屋外であれば、防護対策は不要なんです。地上部は不要なんですけど。
0:31:01	つか水に対しては、止水処置するということは記載させていただきますので、必要なところは書いているという、1、
0:31:11	位置付けにあります。
0:31:15	長田尻です。とりあえず、法人としては先々見越した上でも必要なものが書いてあるということで理解はしておきます。
0:31:23	ちなみに細かな話にはなるんですけど例えば右下26ページで今話出た地下水のところで、貫通部止水処置の話等、
0:31:32	半年ずっと話が変わっていて壁ところは、
0:31:43	谷店プロト許可添付の時だとう壁とかが書かれてたんで、何かそこの記載はどっかに行ったんで、そういうのも踏まえた上でこれは大丈夫なんですよね。
0:32:04	規制庁からタジリ33ページまして、日本原燃のヤマモトですけども、ごめんなさい。

0:32:12	いわゆる日本原燃ヤマモトですが
0:32:16	予防設備として透水措置プラス水密扉が必要なものとして考えておりますので、
0:32:26	このA棟、
0:32:29	どっか、
0:32:30	綾部高部が上間諸戸よりは、壁の貫通部は取水します。開口部は扉部分は水密扉をつけますっていうようなところを書かせていただいているという。
0:32:46	認識です。
0:32:48	規制庁タジリです普通に考えると、水に対して耐えるための壁プラス被水食器のような気がするけど止水処置っていうのはその壁も含んでるんですかね。
0:33:01	いや、要は御社の許可の添付のところでは壁の話もうたってたような気がしたんですけど。
0:33:09	画面扉等による流入防止対策って言ってたのであるのかなと思ったんですけど、この時は歌ってたけど、変わったんですかね整理が。
0:33:22	日本原燃の山元です。一応ちょっと再度ちょっと確認の上、
0:33:30	ちょっと許可で
0:33:32	示していた趣旨を殊、十分満足していないと思われる場合をちょっと書き直したいと思います。支店長代理よろしく申し上げます。
0:33:43	乗り合わせようと申すべて許可の通りであるとも言わないんですけど、どっちともずれてる場合はさすがに、どっちかに合わせるよって言いたくなるころはあるので、清さんの方もよろしくお願ひいたします。以上です。
0:34:07	規制庁かです。あと、ちょっと地層の地下水のところは私も気になっていて
0:34:14	すぐ隣の添付書類6の方でもしっかり解説してあって、発電炉も書いてあることが、あの時今回の、
0:34:25	書いてない。
0:34:26	違和感
0:34:27	そこは茶の上、
0:34:29	昭島って、
0:34:33	関連が今回ついてないものとか、あと柏土肥聞いているところが使う、
0:34:38	そういう時はちょっともう少し、
0:34:40	しっかり、
0:34:42	精査いただければと思いますんでよろしくお願ひいたします。

0:34:45	基本設計方針関係私からは以上なんですけど。
0:34:48	他にどなたか。
0:34:51	規制庁側からありますでしょうか。
0:35:02	規制庁加賀です。特にないようでしたら次に別紙 23 は先ほどのちょっと
0:35:09	議論もありましたが、別紙 4 の方までちょっとさせていただきます。
0:35:14	69 ページ目から、
0:35:25	細かい話になってしまうんですが 69 ページ目の下のところを少し、
0:35:33	うかがわしてください防護すべき設備がというふうに再処理側で整理しているところでも実用炉に、
0:35:41	並べて書いて、
0:35:43	一番最後の行。
0:35:46	発生を想定する溢水から防護すべき設備を防護するための施設、被水防護設備を、
0:35:53	いうふうに定義しているんですが、
0:35:55	ここ、一番の設備は、基本設計方針なんかでも、別な定義で書いてあったりしてますし、何か施設課以下伊勢郷の設備と、ちょっと細かいですが、
0:36:10	何か違和感があったんですがここはどういう整理なのでしょう。
0:36:21	日本原燃の嶽です。ちょっと基本設計方針の方確認しますちょっとお待ちくださいませについて方針の 21 ページ目の方で定義して、
0:36:30	便宜という。
0:36:31	こういうものと、示した。
0:37:23	日本原燃の山本です。
0:37:26	すいませんちょっと
0:37:30	ちょっと認識室のご質問認識が間違ったら申し訳ないんですけど私、今のご質問に対しては、ときょカーではですねえ。
0:37:40	通りのその他再処理施設、設備の附属施設の構造及び設備。
0:37:51	の (4) の (5) で被水防護設備というのが、
0:38:00	その言葉の定義がなく出てきているので、ここでは
0:38:06	その溢水防護設備っていうものに対して
0:38:12	設工認申請する上で、
0:38:15	定義を入れているという。
0:38:17	ことです。
0:38:21	すいません。八木西田でございます。趣旨の確認だけさせていただきます。今言われたのは、本文側では、止水性を期待する壁、



0:38:31	とかの対して、溢水防護設備としますと言っていて、一方 69 ページの別紙 4 の方は、溢水から防護するいわゆる全般的に溢水から防護すべき設備を守るための設備っていうのを全般的に水防護設備と言いますと、
0:38:47	言って、テンプ側はオーバーオールに見書いているような雰囲気、
0:38:53	本来は限定的なイメージということで一対一になってるかっていうことのご確認ってことでいいですか。
0:38:58	三つ超過ですまさしくそういうことが、議論の中で言いたかったことで、定義するんであれば、もっと前段基本設計方針なり何なりでしっかり定義した上で、
0:39:10	ところこういうものが含まれますというような説明を、
0:39:15	していく。そういう、そういう用務を使っていくっていうような流れだと思っていて。
0:39:20	なのでちょっとここの部分確認させていただきましたがいかが。次。
0:39:30	日本原燃篠崎です。ご指摘踏まえ、わかるように修正させていただき、整合という形でわかるように修正させていただきます。
0:39:39	規制庁加賀です。そういう趣旨でしたので、また精査いただくときに、確認いただければと思います。よろしくお願いします。
0:39:46	あとちょっとフォーマットのな話になってしまうんですが 92 ページ目から別紙 4-2 が、今回土肥
0:39:54	読んでいくと別紙 4-1 の方で、説明書で定義したものがなぜ、
0:39:59	こう、改めて定義されているんですが、嬉しい。
0:40:04	添付説明書元に、
0:40:08	新しい、
0:40:09	また提議し直すとそういうような社内ルールに方針になったのでしょうか。
0:40:21	日本原燃の山元です。ここ、この
0:40:27	定義を、添付書類の 1234 とかでですね
0:40:33	再度定義していることに対しては、この方がずっと読みやすいかなというところもあってですね、記載しているものでありますんで、ちょっと
0:40:46	原燃内のうルールとしては、今ちょっと設工認のルール上は等、
0:40:54	最初の 1 回だけっていうところがないのでちょっとここは溢水の条文担当として、
0:41:03	この資料を読むときに通す、最初に出てくる時って場合と定義した方がいいのかなと。
0:41:11	ということで、ちょっと 10 区間はあるん。
0:41:15	ようには思えるんですけど、そういう意味意図で書いております。

0:41:20	はい。規制庁赤田です。
0:41:21	読んでいて、しつこいなって感じたところもありまして親で1回定義したらここは全部それに準じる形でもいいのかな、実用の方がおそらくそう。
0:41:33	いう整理になってるのかなと思う。
0:41:35	なのですが、
0:41:37	またその辺は記載の方針ですので
0:41:41	原燃内で調整いただければと思います。
0:41:44	他へと規制庁側からテンプレート関係。
0:41:48	お願いします。
0:41:53	規制庁仲です。
0:41:55	ちょっと私の方からですね、別紙4の主に添付の関係なんですけれど。
0:42:04	ちょっと何点か確認したいと思ってます。
0:42:08	それで、
0:42:10	溢水がですね。
0:42:13	貼付能全体の構成自体がちょっと、
0:42:18	どういう構成になってるかっていうのは、わかりづらいところはあるんですけど、今回をいただいたですねこの、
0:42:26	6-1というロゴが筋のところ、1-1-6-1、これは
0:42:35	溢水による損傷の防止に対する基本方針っていうことでまとめていて、
0:42:42	それでその他、6-2というところで設備の選定というところで、
0:42:48	そのあとですね、
0:42:51	6-3、結局、ロックの、
0:42:56	そのあと、
0:42:57	6-5とか、いろいろ結構、
0:43:01	分割をしていると6-3なんていうのはその溢水評価条件の設定というところでですね。
0:43:08	で、
0:43:08	そういうところで、例えばですね。
0:43:16	72ページなんですけれど。
0:43:21	72ページですね再処理施設、
0:43:25	2、2ポツ2の溢水評価条件の設定ということで、
0:43:30	溢水評価条件の設定についてはS E評価結果の申請に合わせて次回以降に詳細を説明すると言って何も書いてないんですけれど。
0:43:41	これって多分、じゃあどういふことを、
0:43:44	これ、最終的には書くのかなあというふうに考えたときにですね。

0:43:49	多分発電炉と同じような感じで書くんだろうと。
0:43:53	いうのは想定がされてですね、じゃあ、
0:43:57	こういうようなものですね、今の段階で、
0:44:01	何か確定できないものなのかっていうと結局基本設計方針、
0:44:06	程度の記載ということを想定すればですね。
0:44:10	多分書けなくはなくてですね。
0:44:13	何かこれをですね、あと1回で説明すると言ってこう全部消してしまうのはどうなのかっていう感じがして、
0:44:22	今言ってるその溢水評価条件の設定っていうのはですね、先ほどのその添付書類上で言うと、ここ野呂1-1-6-1だけじゃなくて、
0:44:33	1-1-6-3ということで、
0:44:37	そこがまさに溢水評価条件の設定っていう書類がまた別に作りますと言ってる中でですね。
0:44:44	1-1-6-3はまだちょっと詳細がわからないので、それはちょっとつ今示せませんっていうそれは理解はできます。で、
0:44:55	6-1-1の6-1ってのはまさに、溢水による損傷の防止に対する基本方針って言ってる中で、
0:45:03	本文の基本設計方針では基本方針を示してるわけですよそれと同等のことが、これはなぜ書けないのかというところが疑問で。
0:45:14	本文を補足するのが添付なので、本文の下、書いてあることより縮小して書くっていうのはですね。
0:45:23	何かそれを後送りにするということ自体はちょっとどうなのかっていう気がするんですがそこはいかがでしょうか。
0:45:32	はい。日本原燃の篠崎でございます。
0:45:36	基本的なコンセプトでございますけれども、基本方針につきましては、
0:45:42	先ほど名倉さんおっしゃいました通り、現時点で確定してないからと書けないからという観点で、書ける範囲を決めているというわけではなくて、
0:45:55	今回申請する内容、新設を踏まえた、申請の内容を踏まえまして、関連するところを記載、それ以外は、次回以降ということで、
0:46:07	例えば溢水評価条件ですと、登録の1-1-6の生産といった手は処理が遅れますけど。
0:46:14	そのときに、すいません、ちょっとお待ちください。ちょっと説明不足ですけど。
0:46:19	柴崎さん一生懸命しゃべっておられるけど、それ全社共通の方針で言われてます。我々そういうふう聞いてないんですけど。

0:46:28	関連するといったときに、
0:46:31	ここの記載の中の関連するのを細かく精査をして、部分的に抜いてくるということじゃなくて、
0:46:38	大枠として関連するものがあれば一式申請しますというふうに聞いてます。
0:46:43	そういう展開を受けてないですか。
0:46:51	表現しただけですとそういう意味では甘かったかもしれない。
0:46:55	基本設計方針に関しましては、おっしゃる通り全体像第一グループから示すべきということで別紙6のように書いてまして、添付書類については、
0:47:04	ちょっと皆さん間違えたかもしれませんが、
0:47:08	今回の申請範囲に応じたといったところを、ちょっと重んじて範囲を決めてしまいました。
0:47:15	規制庁コサクです。
0:47:17	とりあえず添付書類について少し、
0:47:22	以前のセイリガクを踏襲しすぎてまだ、
0:47:26	意識が改まってないっていう古藤のは認識いただいたようなんですけど、今言われた別紙6の本文の方もですね同じで、
0:47:35	全体方針に比べてまだ限定をかけすぎている。
0:47:39	部分があると思ってまして、
0:47:42	そこは
0:47:45	何つうかね全体方針に基づく対応っていうのはあまりコメントしないようにヒアリングをするということではありつつ、
0:47:52	答弁が余りにもひどいのでちょっと。
0:47:54	お話を挟ませていただきました。
0:48:00	この辺は松田さんですかね。
0:48:06	どなたがチェックをして責任を持ってっていう対応になってますか。
0:48:14	日本原燃の村野です。全体チェックしてリリースしてるのはムラノでやっています。
0:48:20	一通り見ていますけれども確かにちょっと、
0:48:24	見た目としてすいません、規制庁コサクですね確定があると思うんで、村野さんの今の答弁でも、村野さん自身がちゃんと認識をしてないということがよくわかりました。
0:48:35	これまでの1年かかっている原因はムラノさんにあると私は思っています。
0:48:41	ので、人を変えるか、船戸さんが根本的に改めるか。

0:48:47	よく考えないと、一向に進まないと思います。
0:48:52	よく全体を目指してください。以上です。はい。その辺認識いたします。はい。
0:48:58	今の部分をもう少しちょっと精査させてください。以上です。
0:49:03	規制庁仲です。ちょっと私からも少し補足をするのですね。
0:49:10	そもそも、行政経営方針の本文の方でどこまで第1回で書きましようかというところで、
0:49:16	何か区切って書くというよりはその、
0:49:20	まずは全体を通した条文適合性という感じ。なるべく外概括的なことを書いてですね、本当にここの
0:49:30	特殊なところはそれはそれでまたあと次回でっていうのもあるかもしれないという本文の整理をしていたはずで。
0:49:39	いや、添付は実は多分ですネそちらがおっしゃってるのは何か、いや店舗はそういう整理したけど、%TEMPで違いますと。
0:49:46	多分何か切り分けてこう考えてるようなところがあるんですけど。
0:49:51	何か、本文から縮小した内容を添付に書いてですね何のための添付なんですかというところがあってですね。で、
0:50:00	例えばですねここのその後の1-1-6-1だけで全部完結しますっていうのであれば、確かにここは、
0:50:09	あと次回でもいいかもしれませんねっていうそういう話はあるかもしれないんですけど。
0:50:15	僕他に1-1の
0:50:17	評価条件別途ちゃんと説明しますと言ってるのがですね。
0:50:21	1-6-1の基本方針が、
0:50:23	本文の基本方針と合わないような書き方になってるのはどうかっていうところではあるんですけどそこら辺をご理解いただいていますかね。
0:50:33	問題意識として、
0:50:37	日本原燃の塩崎です。
0:50:40	ちょっと今まで理解が申し訳ないです。今認識しましたので、添付と基本設計方針の繋がりといったところも考えて、ところは、
0:50:50	適切に修正いたします。
0:50:54	はい。規制庁仲です。よろしく願います。ちょっと他の条文と館との関連もあるので、他の条文等の整理もいろいろ
0:51:03	見ていただきたいんですけど、他の条文とかですネ何とかに関する説明書っていうところでその中で完結してるのである程度住み分けあるんですけど。

0:51:12	ちょっとこの溢水の、
0:51:14	添付書類の構成自体もちょっとばらけ過ぎていてどうなるかっていうところはあるんですけど、その、
0:51:21	ちょっと本文との関係とかですとねあと他の条文との関係そういうところも踏まえてちょっと検討いただければと思います。
0:51:31	それですとね、あと関連するところなんですけどちょっと別紙の6のところなんですとね、ちょっと同じようなところになるんですけど。
0:51:43	例えば、116 ページ。
0:51:52	ここはですね全体の中で第1回申請範囲をどこまで示すかっていうところの議論になるかと思います。
0:52:02	それで全体を見てですね他の条文でもちょっと話があったんですけど、
0:52:09	全体をアース設定した中で、ここは第1回には書かないとかいうのがけ。
0:52:15	空白がいろいろあってですね。
0:52:18	いわゆる切り分けてですね、何か細かく切り分けてここを書く書かないとかこういう、
0:52:24	ところで、結構空白が第1回のところとして目立つんですけど。
0:52:31	何か顕著なところですね例えば、
0:52:33	116 ページの一番下の6.4. 3の地震起因による溢水っていうのがあって、
0:52:41	116 ページはですね、耐震BCクラスに属する系統石井元として想定する。
0:52:49	これは第1回目に書きますと、
0:52:51	いうところで、117 ページを見るとですね。
0:52:56	ただしっていうことで、耐震BCクラスであっても耐震性が確保されるもん者1水源と想定しないっていうのを、
0:53:04	これは第1回申請に書かないということで、
0:53:07	これはどういう考えなんですか。
0:53:12	日本原燃の篠崎です。先ほどいただいた指摘とかぶるので、どこまでというの、再整理させていただきますが、この時、
0:53:22	我々、私の考えとしてはですね。
0:53:25	予期し別で、冒頭宣言というふうに整理したものについてはすべて囲うという記事はどこまで書くかという切り分けをそこでしてしまったというところがございます。

0:53:36	で、具体的に今のところですけども、例えば、審議委員による被水ですと、まずは大前提としてですね、Sクラスのところについては制限しないんですけども、1クラスについてはもう1制限しますと。
0:53:51	というのが
0:53:54	神金より水の大前提だと思いますんで、そのあと正しいかですね、評価とか補強とかで耐震性確保されるものについては、それ資源から除外しますよということで、
0:54:04	評価の話を越えますので、以上です。ちょっと熱出してちゃったんです。まず認識合わせなんですけど、別紙2の冒頭線源とか何とかっていうふうに期待できるのはもうやめましょうそれ昔の話なので、そういう今もう変わっていますと。
0:54:22	まず、すごい極端に言うと、明らかに覗ける物以外入れちまえてというのがまずベースの方が早いと思います。今野。
0:54:30	ここは評価に関わるんとか、人によって考え方が違うようなやつを1個1個やっていくと、一生はないです。この一部は評価と思うんです評価じゃないんですって1以降ずっとやるつもりもないですし。
0:54:42	極端な話、最初にS Aは出て来ないんで政策を届けましたっちゃうんだったらそこはなっていると思うんですけど、それ以外のところに関しては、いやでもここは変わるともいえるじゃないかみたいな議論を、
0:54:53	いちいちことやるのをやめていきましょうよっていうふう方も1ヶ月でずっと続いているはずなんですけど、コンシューマ通にある葛西も多分似たようなことになっているので結局、指摘しなきゃいけないと思ってるんで。
0:55:06	全般としてなんですけど、綺麗に整理されようとするのは悪いことだとは言わないんですけど、すごい難しいことをずっとされようとしていて、ただ、基本設計方針を多く書いたらうちが文句言うかつつと文句言わない雰囲気を出しているはずなのに、いやここでも削るんですっていうところをやってるんですけど。
0:55:25	全体の基本設計方針も作ってるのに、今回入れるか入れないから何をそこまで悩まなきゃいけないのかってのがもう理解できなくて、
0:55:33	だって木村じゃないですか。基本設計方針の全体のこれでも示してるんですか。
0:55:38	示してるってことは書ける状況で、さすがにこれはするんですねだけどつけましたとかってのまだわかるんですけど、いやこの一文を、ここは評価条件なんでとかっていうのは、

0:55:48	若干不問になってきてる気がするのでそろそろ認識を合わせて書いたほうがいいんじゃないかなというのを一応コメントまで。
0:55:56	日本原燃の塩崎です。先ほどの指摘で私の考え、頭古井ってのは認識しましたので、今ちょっと正しいところを説明させてもらいましたけど、どういう考えで今回はしたかということで、話もこれを今後もできますという説明をしたものでございませぬ。
0:56:11	再度ですね、どういうものを書くべきかってのは、全体と調整させていただきながら、考えていきます。以上です。規制庁とりあえず伝わったとは進展しない。
0:56:24	そこは多分安井担当以外の方も全部おられると思うんですけど、何か不明な点があったら今解決していきまいたいんですけどなんか毎回この条文で、大体別紙6でこの話をしなきゃいけなくなってきていて、
0:56:36	あそこはちょっとなんか毎回やるのも嫌だなと思ってんですけど、ただ先ほどからのお話で何か不明点がある方とかおられますか。
0:56:52	ないですか。
0:56:53	入園者でございます。不明点はないと思っておりますので。はい。
0:57:00	他に合わせて、全体的に見直しをして、これのでそれを見てお出しをするようにしたいと思います。
0:57:07	規制庁谷井です。こちらがどちらかというとなかなか難しいことじゃない方求めてると思っているので、何か難しく細かく分割しようって言うてるんじゃないかと。いえ。
0:57:17	一貫して書いてあった方がいいんじゃないのかっていう指摘をしているようなところなので、そこも認識いただいた上でポンと出てくるやつは大丈夫だと信じて一応待ちますのでよろしく願いいたします。
0:57:30	はい。弓削西田でございます。はい。そこは、
0:57:35	他のところもおかしなところありますけどちょっと、ちゃんと是正すべく、対応していきたいと思っております。
0:57:42	規制庁コサクです。市原さんがわかっていることは当然、もう前々からわかっていますね。
0:57:50	それを再処理がちゃんと理解をしていない展開ができないっていう問題点だっているのは、これも10月ぐらいからずっと話を。
0:57:59	していて、
0:58:00	体制強化をして、
0:58:02	松田さんも入ってきてると。
0:58:05	ということだったはずで、
0:58:07	先ほども言いましたけどそれで村本さんがうまくやれてないっていう。



0:58:12	ところということではあるんですけど。
0:58:16	村野さんは実施責任者ってということで聞いてはいますけど。
0:58:25	石原さんが全部見れないってということ。
0:58:28	があるんみ逆に何か久田さんも全部見るだと上手く回らないだろうからちゃんと分担をしてってというような話もしているところで言うところですね。
0:58:38	再処理はどういうふうにチェックしてるんだと。
0:58:41	いう。
0:58:42	ところの体制について改めて聞きたいんですけど。
0:58:49	要は、今の考えボックスで、ここ、
0:58:54	何回か年明けてからヒアリングしてる中では、ある程度意識があっってきて、個々の問題、課題っていうのも抽出できて、
0:59:04	次のヒアリングで、その状況も聞けるかなあというふうに思ってるんですけど。
0:59:09	それに再処理が同じように、ダブってこれない状態だっていうことが今日よくわかって、
0:59:18	MO Xの状態に次のフェーズのヒアリングでは載ってきて欲しいんですけど。
0:59:24	そういった時に、やはりコアになる人がしっかりと、どういうことが必要なのかっていうのを理解し、チェックをして、ヒアリング資料提出とならなければいけなくて、
0:59:36	そのコアの人って誰ですかっていうのを、改めて聞きたいんですけど。
0:59:40	それがムラノさんだけっていうのだとちょっと。
0:59:43	心配も。
0:59:45	してしまうんですけど、少なくともスダ欠だとそもそも、
0:59:49	その再処理施設を見るので無理があっただすね。
0:59:54	何人かでやってますっていうふうに藤野さんから聞いたような気がするんですけど。
1:00:00	どういう体制でしょうか。
1:00:05	日本原燃浦です。
1:00:07	我々、モック数農家訊かたをまず固めて、それで再処理へって展開の中で、
1:00:16	パンチリストも使いながらも、所管の分で、それを反映すると。
1:00:23	いう作業をすると。
1:00:24	そのあとセルに則ってるかっていう事務局のチェックをすると、そのあとMO Xのコメントを反映されてるかっていうことを、

1:00:35	把エバンジェリストベースにレビューをする人間を決めて、
1:00:41	チェックすると。
1:00:42	その過程でマツダに入ってもらって技術的な面ですとか、大枠でチェックしてもらおうというような体制です。最後私がそれぞれのプロセスを経てるかっていうのを、
1:00:55	チェックをして出すというところ。
1:00:58	プロセスを説明するとそういうプロセスでやってございます。
1:01:02	規制庁コサクですけど。
1:01:05	この体制で一番ポイントなのは我々のコメントの趣旨をよく理解をして、
1:01:12	適切な回答ができるようにするという事だったと思うんですけど。
1:01:16	平野今野ムラノさんの回答ワーポイント終えてません。
1:01:21	プロセスを聞くというのではなくて、誰と聞いていて、
1:01:27	今言われたところの事務局でチェックの、その人を具体的に名前を述べようと言ってます。
1:01:37	日本原燃浦です。
1:01:39	所管グループでまずは規制庁新宅です。そこは要りません。はい。
1:01:47	事務局でチェックを行ったところの人を行ってください。
1:01:51	はい。事務局のチェックとしては、フジノを初めとして、コミュニティーですと、あとシミズ、それから設備センタータナカとか、サトウと、そういったメンバーです。あと、
1:02:04	少しグラフです。上野です。
1:02:08	別府クラスでいうと、タカハシとか麻生タイムアップ入れてます。
1:02:14	はい。
1:02:16	規制庁不足です。その方々が、今日の資料、責任持ってチェックをしたと。
1:02:22	ということだとすると、
1:02:24	その方々がまだ理解できていないということですけど。
1:02:28	どう理解をしていることを確実にするんでしょうか。
1:02:36	はい。両面出村です。
1:02:40	やはりよ。
1:02:44	できるところのグループが出てきてないグループところもあるっていうことになってくると思いますので、もう少し横断的な見方をしたときに、

1:02:52	笹井教育ということが必要じゃないかと思います。例を見てですね、もう一度事務局レベルで意識合わせをすると、作業をやりたいと思います。
1:03:04	以上です。
1:03:06	規制庁コサクです。グループと言われているのがその事務局の、
1:03:11	五、六人の中の、
1:03:14	誰ができてないのかっていうことを炙り出すという意味なのかどうかよくわかりませんが。
1:03:19	現場の問題っていう量は私はそこのところのチェックの問題だ。
1:03:23	で、チェックの問題。
1:03:25	イコールその前の指示の問題と、
1:03:29	ということだと思って、今日は篠崎さんが、やり玉に上がってしまいましたけど多分、そういう指示をちゃんと受けてないからわかりようがないということだったと。
1:03:39	思います。
1:03:42	先日、
1:03:44	須藤専務が、内野市村部長のところに来られて、コミュニケーションの問題の対応と、
1:03:51	ということも話されてましたけど、
1:03:57	ヒアリングで時間を割いてしまい発言もうまくできず、
1:04:02	結局、時間は費やしたけどよくわからなかったと。
1:04:07	いう状況だとすると非常に不毛んで、
1:04:14	ちゃんとその成果をもってですね、得るものを確実に、
1:04:20	次の作業をしていただきたいとっていて、そのために、こちらの指摘をなるべくクリアに、
1:04:27	お伝えをできるようにこちらでも話をしている。
1:04:31	努力はしています。
1:04:35	その点では、
1:04:37	闇雲に多く人数参加するっていうのはあまり必要なくて、本当であれば、事務局取りまとめの人がちゃんとキャッチアップをして、
1:04:48	必要な人に展開をするということでヒアリングに同席する必要はないよと。
1:04:54	いうことを言うていただくのが普通のやり方だと思います。
1:05:00	そういったうまくマネジメントしていくというところで、機能すべき。
1:05:06	事務局取りまとめの人が内容わかっていないと。

1:05:10	ということであるとそれはどんだけ人数を稼いでも、どんだけ同じ場所に人を集めても何も解決はしないので、
1:05:19	よく、
1:05:22	勉強していただきたいと思います。
1:05:27	それにつけるんですけど。
1:05:30	石沢さんすいません、最近の、先ほど言ったようにM O Xの方は進んできてるなという感覚があるんですけどM O Xのチェックは、
1:05:40	どういうふうやってるんでしょうか。
1:05:44	はい。
1:05:45	井上志田でございます。僕許認可によって私の物価がありますけど、何か業務課でルートの紐付けのチェックをしています。
1:05:54	あとは谷口さん、笠間さんといった電力さん等の知恵で来ていただける方五名プラス私で、レビューということでやってます。
1:06:04	ただそのときのレビューの仕方としてですね、我々、レビュー者が見るニッチ試験と、事務協議会業務課が見る視点とかやり方は、
1:06:14	変えてます。内訳と2課業務課永吉恵良っていうのは別紙のシリーズ、それから主ヒータごとにいる担当者を決めて、これを彼女の横並びで見ながらそこでのチェックをするというような形で、
1:06:29	我々入社は条文の要求と紐付けができてるかとか、このCEOとしての、
1:06:35	文章として成立してるかどうかとかっていう視点で見るとかですねそういうことでやってます。ではいろいろ自体は、当然協議会業務課、私の部下なので、私がしゃべってること全部彼らには教えて。
1:06:48	ちゃんと意識が合ってることを確認した上でチェックをさせているという形になってます。
1:06:53	我々もちょっとそのチェックの段階で、今、非常にいびつなっていうのは、別紙6の②とか①ですね、ほとんど私が最後受け出してる比較的そういう形でちょっとこの、
1:07:05	ベースはず日勤ところあります。若干詳しいですけどそんな状況になってます。
1:07:11	はい、規制庁コサクですありがとうございます。
1:07:15	最終的には、手を入れなきゃいけないっていう状況なもの、よくわかります。
1:07:21	けど、そういうのを踏まえながら徐々に
1:07:24	ここの担当が勉強して行って、認識をしていくっていうことだと思うので、

1:07:31	取り組みを進めてもらえれば、最終的には認識が広がってくるだろうというふうに思っ対応しております。今言っていたいただいたようなところを参考にしながら最初にでもしっかりとやっていただきたいというところですか。以上です。
1:07:47	日本原燃村野です。
1:07:49	ちょっと言っていたいただいた本ヒアリングのバーですね、事実確認できずに終わるっていう確かに、あれはそういうことあっていけないと思って大変申し訳ない場面が続いていたかと思います。
1:08:00	今日ご指摘いただいた
1:08:03	別紙のところについてはもう少し中で触れずにですね、認識を持てるように、1回、
1:08:09	チェックする人間を集めてですね、
1:08:15	どう記載するかというところは再認識した上で、チェックをかける、かけて、図示をいたします。以上です。
1:08:22	コサクです。よろしくお願いします。その時ですね、MOXの考え方がずれて今いる状態なので、ちょっとMOXの考えを聞いてください。よろしくお願いします。
1:08:34	拝聴いたしました。以上です。あまり要件でもらう。
1:08:41	規制庁仲です。ちょっとまた戻りましてですね、最初のこっちの資料については実は
1:08:51	モック数の方も今日同時に出されていて、同じような展開がされていないというところで、今回はその、
1:09:00	溢水、化学薬品ということで、最初に主導でやらせてくださいという話だったので、
1:09:06	再処理がまずチェックするんだらうというところでいろいろコメントをしてるところなんですけど。
1:09:12	MOXを同様かと思うんですがそこも同じように検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:09:19	はい。日本原燃志田でございます。はい。
1:09:22	ちょっとこういう形でやる時どういう種類なんですかね、周辺の新居加賀谷も含めて、ちょっと中で相談します。おっしゃっていたいただいた通り、再処理を先行でと言った時に、もっと出すときに、どうしても出す資料で再処理とMOXで違うってのは、
1:09:38	明らかに会社としておかしいので、そこに引きずられてるかもありますんで、ちょっとそこら辺のやり方はちょっと相談しながら、一番いいやり方で、やらせていただきます。そういう意味で同じようなところで、

1:09:51	おかしなところは全部直します。はい。以上です。
1:09:55	はい。規制庁中です。それでせっかく出てきたんでボックスの1をざっと見てみたんですけれど。
1:10:01	再処理とMOXで若干違うところがあってですね、そこは何かっていうと、結局、再処理というのはDBの条文を中心にというところでMOXのは一応、
1:10:14	SAの条文も含めて見るというところで、
1:10:19	そこで何か1点だけちょっと言っておきますと別紙4の56ページ、これは、
1:10:27	資料で言うところだから0002だから、加工の、
1:10:31	無痛の方なんですけれど。
1:10:34	この中で
1:10:36	資料の56ページの一番最後にですね
1:10:40	重大事故対処設備の溢水による損傷の防止に対する基本設計方針については重大事故対処設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明するというふうになってるんですけど。
1:10:53	何となくですねそんなに、
1:10:56	大した記載になるわけじゃないんじゃないかなと思っていてですね。
1:11:00	なんかBはちゃんと書いてる、あるのに、
1:11:04	多分、
1:11:05	今回申請対象が建屋自体なので、中身は、の話は出てこないの中身の時にということなんですけど、統一。
1:11:15	DBは何かその方針が書いていてですね、SAの方は、
1:11:19	いや、重大事故大切になって後でまた出しますというところなんですけど。
1:11:23	ここのタイトルは基本方針というぐらいで基本方針ぐらいは示せるのではないかなというところがあるので、
1:11:30	ちょっとそういうコメントをしておきますのでまた検討いただければと思います。
1:11:37	はい。ニューメディアでございます。はい。こちらの書き方もすいません、非常に不適正っていうか不十分な状態でございます
1:11:45	以西について重大事故対設備一斉についての基本的な考え方については重大事故対設備の健全性説明書でもともとはちゃんと説明をした上で、
1:11:56	評価に係る部分をこちらに預けますということなんでそれぞれの関係がちゃんと、前回もこの他の以上で出ました。オオハシの方飛ばされた

	方、これはちゃんと認識できるように書くということでその辺も含めて、
1:12:08	特に差し込むの方がいいのかっていうのも、今一度ちょっと検討したいと思いますので、そういう意味で整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:12:17	はい。新城中瀬。ちょっと現実性の説明書とか他の説明書にもかかるところがあるので本当は並列で見た方がいいのかなと思いつつ、この説明書を見ただけでのコメントですんでまた。
1:12:29	他の説明書の関係も含めて整理いただければと思います。
1:12:33	溢水関係は、私は以上ですが、岡さん何か他に、溢水関係で複数も含めて何かコメントありますでしょうか。
1:12:53	ミュートになってます。
1:12:56	岡さん見るとやってると思います。
1:13:00	規制庁大田です。
1:13:05	聞き確認させてください。
1:13:31	碓井さん。
1:13:34	対象となる設置なし。
1:13:44	日本原燃の篠崎でございます。次に設立時 0 に資料の位置付けをご説明しようと思ってましたが、今回第一グループの申請では、
1:13:57	申請対象はですね、安全冷却塔 B 冷却塔ということでございますので、
1:14:02	この冷却塔に対して、今回溢水防護対象設備ではあるんだけど、評価対象外ですよといったところを示すために、
1:14:12	この 102 という資料を準備してございます。第二グループ申請となりますと、添付書類の方ですね、
1:14:21	その評価する S E を対象設備のリストで、補足説明資料の方では、評価対象外とする理由とともにですね、リストってのを出して出そうと思ってございまして、
1:14:33	すべてこれ、この 02 という資料をですね 102 という資料は、第一グループ、
1:14:39	に特化した資料という位置付けになっています。以上です。
1:14:45	社長がですねそれは、読んでいてわかってきたんですが、
1:14:50	なぜそういう構造にしたのかというところを教えて。
1:14:53	どちらかで、
1:14:55	運用には、
1:15:13	日本原燃の山本ですけども、再処理施設で第一グループ申請となる、4 B の定額制冷却塔なんですけど。

1:15:25	もう1設備しかないっていうことリストにするよりは、添付書類の統合すべきというような選定の間、考え方も含めて、
1:15:41	言ってもう、もう最後に一文を入れて、説明者にご説明した方が良いと。
1:15:48	いうところでちょっと大井、一部、こういう申請は特殊だと思うんで、第一グループに特化した。
1:16:00	補足を1個作るということ考えた次第でございます。
1:16:08	それ超過です。その一つだけの補足説明資料が今後どういう扱いになって、
1:16:15	展開されていくんでしょうか。例えば、添付書類の方は、今回のA4、そういう全体の話はないままに、
1:16:23	説明されるという。
1:16:32	日本原燃の山本です。添付書類ではですね利水浄化対象とするもん設備のリストをつける予定ですので、
1:16:44	今回の第一グループの申請でのCAPE書類には、考え方のみということで評価対象は今ないという状態になります。
1:16:56	そのために
1:17:01	4Bの冷却水冷却塔は、
1:17:05	除外しましたよっていうことを説明しないといけないというところで補足説明資料で、4の冷却水安全冷却水冷却塔を上を登場させるということです。
1:17:21	はい、規制庁形で除外しなければいけないというのは、書類でもしっかり
1:17:36	伺っているんです。
1:17:44	成長加速の要はなんていう資料に書くのと何、何が違うんですかっていうことを聞いているんですが、すごく違和感があってですね。
1:17:53	かつ、
1:17:55	水道には、この再処理の1回目だけ。
1:17:59	こういうものを出しましたっていう経験が残っていくわけ。
1:18:16	取り残されたパターンがあるような整理。
1:18:20	なっていると感じています。添付書類の方で、
1:18:24	していくならそれ、そうすればいいんじゃないですかっていうコメントになりますかでしょうか。
1:18:33	日本原燃山本です。添付書類の土肥防水設備の選定でですね、



1:18:46	評価対象のみを添付しようとしているのは評価対象外というものの、設備のリストをつけた場合、添付書類がこのあまりの膨大になるということ、
1:19:00	考えておりました、そういうものを補足で示すと、というような、整理をしているため等、
1:19:08	今回、
1:19:11	この考えに基づいて頭出すんですけどリストとするほどのものでもない、単体の設備なので、ちょっと特別な、
1:19:22	即説明資料になったというものです。
1:19:25	すみませんユニシアです。私が口はそうなんですが、ちょっとかみ合っ てなったそうなので、0001の97ページとかに、防護すべき設備のうち 評価対象の選定についてと書いてあって、
1:19:39	(1) から (4) に入るのが除きますという説明があります。言われたの は多分、ここの説明に付加価値をつけて例えばやるとか、もしくはこの (1) から (4) に該当する設備が、他の審査委員会で出てくるからそう いったものも含めて補足説明資料作るのか。
1:19:59	そういった全体の構成の話を、
1:20:01	何でこうなったのかっていうご指摘をされてると理解してよろしいです か。
1:20:05	はい。
1:20:12	日本原燃篠崎です。
1:20:14	なぜこの附属説明資料を用意したかというのは先ほど説明した通りなん ですけども、ちょっと今の議論を踏まえて、どこにどう書き出すかって のは、検討させて持ち帰り検討させてください。
1:20:26	以上です。
1:20:27	はい、規制庁化ですちょっとそこを今のままだと、この第1回、第1回 の説明資料だけがぽんとある状態だになってというような場もありますの で、
1:20:38	また整理いただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:20:44	未遂 00-012。
1:20:49	ご審議をされました。
1:21:09	基本設計方針。
1:21:17	じゃない。
1:21:20	処理のためは、
1:21:22	の設工認、
1:21:26	売るような、

1:21:58	は、詳細設計は、第 4 回時後、
1:22:03	すべて済んでいる
1:22:19	はい。日本原燃の安保でございます。
1:22:24	設計についてはほぼ集まってるというところです。
1:22:29	ベース、必要なせ、情報はあるというところです。ただ具体的な、
1:22:35	何ていうか、
1:22:37	真木設計というところはまだ一部まだところもあるというところですが必要な情報あるというふうに考えています。
1:22:45	清長です。例えば再処理側では溢水評価を埋め終わったとか、井関持田の声もあるんですが、僕の溢水評価等は、もう荒田。
1:22:56	終わっているような状況なんでしょうか。
1:23:00	はい日本原燃の安保でございます。有井をつける、つけられるレベルみたいな評価が終わっているというところで今後詳細な再評価といたしますか、そういったところはやっていくというところでの予定となっております。
1:23:15	はい。規制庁、岡です。その上で確認なんですけど、もし 1 とかは使わないという、
1:23:21	防水扉。
1:23:23	ボックスの方は、
1:23:28	はい。日本原燃の安保でございます。防水扉につきましても MOX では設置しないということで、進めております。
1:23:37	清町加瀬でしたら飛びバー。
1:23:40	形のところで、ずっと溢水対策のための扉っていうのは用意せず、
1:23:52	訪問していくってというようなそういう設計になっているということな。
1:23:58	はい。日本原燃の安保でございます。ご認識の通り、堰等による扉ではなく堰等によって防護するという考えになっております。
1:24:07	末岡さん。
1:24:17	渡です。先ほどの他の質問に
1:24:20	なるんですけど、
1:24:23	ありがとう。この次の 2 の資料。
1:24:26	については次回以降は、除外理由の話としてはつかないイメージでよかったですかね。何か必要な法定設備ごとにこの理由で除外しますよとかも含めた表とかをつけたり結構何か、
1:24:38	谷田部田沼付過ぎかもしれないですけど付けてるイメージはあったんですけどそのあたりっていうのは何か検討されてるんですけど。

1:24:50	佐治です。日本原燃篠崎です。補足説明資料で、評価対象外になった設備については、その理由とともに整理して、
1:25:04	作成する予定としてございました。
1:25:06	規制庁タリーズ折り合えば第1回じゃなくて、第2回以降もこの補足はついてると思っていいですかね。
1:25:15	いや先ほどの話がちょっと見えなかったんですけど何か、そのあとのやつはね添付がどうのこうのって話なんか飛んでたんですけど結局添付補足も両方あると思っといういいですかね。次回以降も、
1:25:27	日本原燃の山元です。当園、第二部、グループ申請以降でふうに評価対象設備のリストをつけ、
1:25:38	補足としては、
1:25:44	イスイ 0001 の 110 ページの記載にもあります通り等、
1:25:49	水防対象設備の選定についてっていう、補足説明資料で、対象外にした設備のリストと除外理由を記載する予定にしております、
1:26:03	当第一グループ申請の安全冷却水冷却塔については、このリストの中に入れ込むというような形で考えておりましたので溢水 02 の資料は第1回だけの特別なちょっと補足説明資料というふうな考え方でした。
1:26:19	以上です。
1:26:21	規制庁谷井です。この溢水 02 の、
1:26:26	考え方について、これっていうのは実用炉にない日を新しく作ったイメージです。
1:26:33	刀禰二本木二瓶ヤマモトですと、実用炉の補足説明資料の確認の上再処理でも同じようなもの、
1:26:43	用意するという事で考えております。
1:26:46	規制庁タジリずやで 106 ページのところで、統一 02 というやつがいて、
1:26:53	溢水評価対策主放水設備の選定について順次必要でご覧いく等、社員であって、ただ、水防対応設備の設定についてっていう別の補足説明が当然必要になってそれと同じようなやつが次回以降つくよっていうんで、
1:27:07	途中段階の資料なのかわかんないですけど、若干内容をかぶりますよね多分溢水防護対象設備の選定についての 1 ポツ 2 の補足みたいなちょっと内容をかぶるようなイメージがあるんですけど。
1:27:18	ていうのは、何か今回だけ特化してこいつのこの資料を作ったと思います。

1:27:27	日本原燃の山本ですとはちょっと申請設備は先ほども申してますように申請設備が1設備だけというところがあったので、ちょっとリストテストで示すよりはということで特別に作らず、
1:27:41	させていただきました。
1:27:43	規制庁鳥井です。考え方によるのかもしれないんですけど石井防護対象設備の選定についての資料を防護対象設備の選定の話であるのでこれの話だろうが、何か意識説明できる資料になった気がするんで。
1:27:56	ただその内容が今回の申請対象に合わせてこの部分だけ特化して記載しましたっていうのも何か説明できる気がするんですけど、先ほどお話の青田の事業化で終了される気がするんでなんか、こいつが今回だけ払われる理由とか、
1:28:09	いや、次回以降出てくる選定についての資料の考え方を含めて説明できるようにしていただければと思います。
1:28:19	はい。日本原燃篠崎です。承知しました先ほどの整理に合わせてこの今後出していくこの補足説明資料との関係も考えて、どこにどうするかを決めさせていただきます。
1:28:30	規制庁仲ですけど、ちょっと少し言い方が違うのかもしれないんですけど。
1:28:37	何となく聞いてるとですね、ペーパー添付で何となく作って補足でしっかり説明しますみたいな感じになってるんですけど。
1:28:46	それぞれの新生会においてまずはその添付である程度ですね、ちゃんとどういう、
1:28:52	ことでその日、対象外なのかっていうのもあるかもしれないんですけど、説明していただいた上で、
1:29:00	そのエビデンスとかそういう細かいところをさらに補足で説明するっていうそういう、上からの見方をすべきであってですね、何となく、
1:29:12	その都度その都度補足だけ一生懸命説明しますと、店舗は別に何かそのまんまみたいなですね。
1:29:18	なんかちょっとそういうそういう考えがちょっと見受けられたので、
1:29:22	今回の書類、添付書類を見てもですねあんまり何か冷却水等っていう個別のこの第1回申請の、
1:29:30	名刺ってのが全然出てこないままですね一般のだけで終わってるようなところがあってちょっと他の条文の添付書類もちょっと私もまだ住民は見えないんですけど少なくとももう、

1:29:42	各申請会の対象設備どうだったのかっていうのがですね添付でちゃんと見えてます。それをしっかり説明していただいた上でですね、必要に応じて補足というところは、
1:29:53	原則かと思えますんでそういった点も踏まえてですね、あと、
1:29:58	何かイメージとしてちょっと分割なのでですね非常にわかりにくいんですけど。
1:30:04	結局、1本であればちゃんとしたものが出てくる中尾他に分割してるのもう1回か2回3回とこう積み上げていくイメージかなというふうにも、
1:30:14	思ったんですがちょっとですねそういうところを踏まえてですね、しっかり検討していただければと思います。
1:30:25	日本原燃の山本です。今仲川さんのおっしゃられたことはちょっとそこはちょっと理解しております、ちょっと溢水02の資料は、
1:30:38	添付に書いていないことを書いているわけではと書いてるわけではなくて、円分の説明内容を記載した上で、
1:30:50	添付2Aと記載しないと整理した、Bの冷却水極東のを扱いについて述べたものであるので、
1:31:02	一応ちょっと十分その点は理解しているのですが、ちょっと全体としてはもう再度、ちょっと、
1:31:09	提示をして、したいと思います。
1:31:13	はい。一条中橋、多分ちょっと添付がですね今回
1:31:18	整理した表とかいうのを省略しているので、全体として見えないところでちょっと私も発言しているのでそこは、
1:31:26	本文添付補足と後1年を見てですね、それぞれで、
1:31:31	の、本文添付補足で何か書くべきところが書いているかそういうところが多分トータルにところとは思うんですけど。
1:31:39	一応そういう上上位からの見ていくという考え方で整理いただければと思います。以上です。
1:31:53	一条中です。あと岡さん何か他にありますかね溢水量。
1:32:00	光岡です。ちょっと溢水02今回補足説明し
1:32:09	ても、まずちょっと説明があったのは予測してるなっていう印象がすごくいいまして、
1:32:18	ただ、このプロジェクトに合わせて、こうだから外しました。
1:32:24	外しました。
1:32:27	前にあるものはどんなものだから例えば今回改正してあるから変えてますけど、どう、どういう。

1:32:34	専門、
1:32:35	それをする場だと思ってます。
1:32:39	その説明
1:32:40	せよ、そういう時
1:32:43	事業だけじゃなくてちゃんと根拠を持って、
1:32:46	資料として、
1:32:51	はい。日本原燃の篠崎です。お尻の排水性に対する説明が不足と。
1:32:58	ちょっとまたご指摘かと思えますけれども、結果から申しますと、今回の冷却塔を雨風にさらされる屋外に設置される設備でございますので、
1:33:10	回答といたしましては、
1:33:14	みずからですね構造である、機器で構成されていますというのが回答になると思えます。これはおっしゃる通り、
1:33:24	ここで書くか等どっかで必要説明が必要だっただけのはもちろん認識してございまして、
1:33:30	今回その対象が外で、雨、雨に対する影響というところでございますので、この溢水のところで説明するのか、降水に対する配慮という意味では、
1:33:42	外部衝撃その他の方で、そこは説明すべきかなという整理で、そちらの補足説明資料。
1:33:49	美瑛入れると。
1:33:51	いうことで、
1:33:52	我々としては、整理しておりました。
1:33:56	そうですね考えとしては以上でございます。
1:34:01	浜岡さんすいません。
1:34:04	田岡さん。
1:34:05	一般は、
1:34:07	これはとりあえずあれですか終了ということで、
1:34:21	というのは補足の方の
1:34:32	規制庁コサクです。映ったか映ってないかよくわかんないんですけど、今の篠崎さんの回答でいうと、00に戻ったような気もしていですね。
1:34:45	外部事象のほうで説明しますということだとすると、
1:34:49	添付書類の中で、外部事象に振らなきゃいけないと思うんですよ。
1:34:55	ていうそういう関係性わー00 農別紙3 だったり、
1:35:01	別紙5 だったり表れてくると思うんですけど。
1:35:07	今そうなってます。

1:35:10	日本原燃の塩崎です。そういう意味ではすみませんと補足だけの世界で考えてしまっていて、別紙3と別紙5の方で、外部衝撃の取り合いって言ったのは、今は、
1:35:21	書いてございません。
1:35:22	はい。補足です。補足説明資料だとしても別紙5d説明すべき項目っていうのが出ていて、
1:35:30	それを外部事象のこの盤、
1:35:34	補足説明の方に呼び込みますっていうことは書いてないとおかしいと思うんですよね。
1:35:42	だから何年間。
1:35:45	どうなるにせよそこで明確にしてくださいと。
1:35:49	いうこと。
1:35:51	ですんで、さらに言うと、
1:35:53	降雨等溢水っていうのは、本当にイコールなのかっていうところは若干心配です。
1:36:00	被水の仕方とか違うので、
1:36:03	水圧がかかってっていう可能性も溢水の場合もありますし、それも設置高さによると思うんですけど、全くもって不るっていうことでもないような気はするので、その点も、
1:36:16	考えながらどこでどういう説明をすべきかということを考えて求めていただければと思います。以上です。
1:36:23	日本原燃の海老名です。今、コサクさんがおっしゃった通り、多分溢水側の方でっていう話もあると思うんで、どちらにしても両両者をちゃんと紐づけ、引用するなり何なりっていうところは整理した上で記載しなければいけないと思ってますんで、そこは整理した上で記載させていただきます。以上です。
1:36:52	水津大金さん、排水関係の補足説明
1:37:08	もあそこ
1:37:11	規制庁シミズです。
1:37:13	赤い点なんですけど一声02の補足資料説明資料についてなんですけど。
1:37:20	表紙に今回出した資料は、7月26日に出したR2のリバイス版である3というふうに書かれてるんですけど。
1:37:30	1個前ですと10月4日にすでにR3として出されてるんですけど、ちょっとそれとの関係について確認させてください。
1:37:45	日本原燃篠崎です。

1:37:49	一度お渡ししたと思うんですけどそのあとですねヒアリングをできてございませんで、そのあとですね出した中身を議論させていただいてないところからの変更点だけを下線で引くとですね。
1:38:05	見ていただいたところからの違いがわからない、なくなってしまうということで、一度ヒアリングしていない。
1:38:13	前に出したR3ってのは取り下げさせていただいて、今回改めて、議論していただいたところからの変更点ということで、改めてR3という位置付けで提出させていただいております。
1:38:25	ちょっとやりとりが、失敗した後で申し訳ないです。
1:38:38	あ、規制庁コサクです。1回出したものを取り下げるっていうのはあんまり、
1:38:43	やってないのです。で、
1:38:48	言われると言いつつ、
1:38:53	何ですかね、差し替えるというか上書きするというようなところで案3であるということ自体は否定はしないんですけど、過去に出したものに対してこういう直しをして、
1:39:05	改めてR3でっていうなことを、表紙とかにですね、書いていただいたらよかったのかなど。
1:39:11	いうふうに思います。で、場合によると、R4にして、R3の表記も残しますと。
1:39:20	いうことで、
1:39:22	耐震とかでよくやってたと思うんですけど、点線と実線ととかだったり、
1:39:27	変更点として、二つ分けて書いて、何日時点の変更だにシステム変更ってわかるようにしたものもあったと思います。
1:39:37	そのあたり、分ける必要もないということであれば
1:39:42	加えて云々というようなことでの解説でもいいですし、
1:39:47	1回出したものを出したものであって、こちらでも見てる部分もあると思いますのでその点の修正の仕方っていうのは
1:39:55	認識が合うように調整して提出いただければと思います。よろしく願いします。
1:40:01	日本原燃塩崎です。承知いたしました。配慮が足りない。申し訳ございません。
1:40:07	規制庁シミズほか、同意水。
1:40:10	三井溢水の資料について規制庁が原電側から確認ございますでしょうか。



1:40:17	ファックス超過です今の議論、溢水向けの話じゃないんですけど薬品の方も、今回の二つとも
1:40:26	リビジョンまでしか、
1:40:29	今も同じ考えなんでしょ。
1:40:32	イオン年商だけです。同じでございます薬品も前回溢水等、同時に、資料の方を提出させていただいてましたけども、まだヒアリングが行われてないという所、状況は一緒でございます。
1:40:45	通帳かですって薬品 0001 なんかだと、
1:41:11	す。
1:41:15	日本原燃塩崎です。
1:41:17	レビジョン番号がいろいろ混在してわかりってなとか申し訳ございません。ちょっと今後、
1:41:23	共通でちゃんと整理して出すようにいたします。すいませんあと、
1:41:28	ご指摘いただいたところもう一度いただけますか。
1:41:33	清長ほかですそのあと、
1:41:39	今開いて、
1:41:45	干場日比。
1:41:53	吉武。
1:41:55	中川ビジョン全部進んだ
1:41:58	よね。
1:41:59	あの中の方は、
1:42:03	表紙はそれ、それを変えたっていう。
1:42:07	ちょっといびつな。
1:42:11	何かいいところがあって、
1:42:14	表現でシノザキです。すいません衛藤。
1:42:17	シンプルな誤りでございます申し訳ございません。
1:42:23	規制庁課ですそれで、今回提出した資料はこのリビジョン番号のまま、
1:42:30	提出して、
1:42:32	提出したことにしておくっていうような、
1:42:35	ことでよろしいでしょうか。今の所。
1:42:44	表現シノザキですいません確認して事務局の方にちょっとご連絡差し上げたいと思います。失礼しました。
1:42:51	はい、規制庁お話をしました。また次の方よろしく申し上げます。私からは以上。
1:42:58	規制庁シミズほかに水。
1:43:02	ついて、規制庁側から、

1:43:04	原燃側からも確認ございますでしょうか。
1:43:09	そうなければ、その1薬品002。
1:43:14	移りたいと思いますので、あと原燃側から説明をお願いします。
1:43:20	はい。日本原燃篠崎です。令和4年1月18日に提出させていただきました薬品、0001の、
1:43:29	青田さん。
1:43:30	設工認に係る補足説明資料、本文、添付書類、補足説明項目への展開。
1:43:36	薬品再処理施設について説明させていただきます。
1:43:39	こちらにつきましても、溢水と同様、前回
1:43:45	提示させていただき、いただきましたところから、他条文での議論等を踏まえ構成等見直しでございます。この薬品でございますけど、もともとですね、溢水と規定内容がかぶる。
1:43:58	かなり重複するということ、評価担当もですねかなり重複する内容となつてございますので、溢水と横並びを図って中身の方を作り上げてございます。
1:44:09	ロットのですね、比較もできないんですから、溢水と薬品を比較することで、炉との比較つても、間接的に行っているような状況でございます。
1:44:22	つきましては、先ほど溢水でいただきました、ご指摘というのは、ほとんどこちらの薬品の方にもですね、同じように当てはまると思ってございますので、
1:44:34	1-1の、
1:44:36	許可整合っていうところを重視した、趣旨が変わらないような書き方ですとか、
1:44:44	添付書類の基本方針、或いは基本設計方針、第1回自然範囲で、どこまで書くのかといったところは、先ほど溢水側とですね、合わせて、
1:44:56	こちらの方修正させていただきます。
1:44:59	で、合わせてですね、令和4年1月18日提出の医薬品02Rターンという資料、こちら先ほどご説明しました溢水02の資料と、
1:45:10	同じ位置付けで今回、作成しておりますので、先ほど議論を踏まえまして、この資料のあり方、
1:45:18	からですね、
1:45:21	検討さして、扱いを決めさせていただきたいと思います。
1:45:25	はい。
1:45:27	こちらから中身について詳細に補足するところはございません。
1:45:31	以上です。お願いします。

1:45:40	清町シミズです。藤規制庁側から等確認事項ございましたお願いします。
1:45:48	規制庁課です。今おっしゃっていただいた通りかなり溢水が頭かぶった書き方になっていますのでまずは一斉にあれされるということで、承知しました。それを踏まえてもですね、ちょっと、
1:46:01	薬品の方はまだ等の解説が、
1:46:05	どこで展開されるのかとか、
1:46:08	入ってないところが多々見受けられたりですね。
1:46:12	フォーマット関係もちょっと、おそらく、
1:46:15	1世代以上古いものが使われてるのかなってというような印象を受けるところが多々ありましたので、そういったところも、上で、いろんな目で、
1:46:25	見ていただいて直していただければと思います。ちょっとあと内容的なところ、6ページ目。
1:46:36	ここの7.2下の方からとか、いろんな薬品を具体的にこう書いていたりするんですが、これは、
1:46:47	結構細かく書いているんですが、本当にここまで、
1:46:53	ものなのかっていうような、
1:46:57	ところなんです、あんまり細かく書きすぎると、今度、
1:47:01	それに縛られたりもしますので、あんまり、
1:47:05	この条文でも行きますが、あんまり細かくの基本設計方針という意味では、ちゃんとした方針を変えて、
1:47:12	フォローという認識で、まとめていた
1:47:18	日本原燃篠崎です。そうしましたここでは、ローマで全部書きちゃうとですねすごい上昇になるということで、評価の、
1:47:25	持ってきて絞ったつもりだったんで今おっしゃられる通り、
1:47:28	そもそも施設購入基本設計方針まで全部必要かというのはあると思いますので、もうちょっとグルーピングするなりですね。
1:47:35	書くべき中身ってのをちょっと精査させていただきます。以上です。
1:47:40	規制庁角です。あと、例えばなんですけど7ページ目の辺りで、7ページ目の一番最後のところとかですね。
1:47:48	これ許可の全部の方で書いていたような、
1:47:52	東京、
1:47:54	等を実施するというような、
1:47:56	内容がそのまま書かれてるんでしまして、
1:47:58	レイズになってますのでそれをどこで、規程で、

1:48:02	書くとか、定め
1:48:05	そういう説明に行っている。
1:48:15	対応、
1:48:23	日本原電指導だけです。承知しました。
1:48:27	正常化です。当間別紙4なんかも、あと発電炉との比較は、先ほど発電の比較対象がない。
1:48:38	下がまだ前のフォーマットというか、
1:48:41	ない場所ってというのが今、いろんな条文で使う言われてますし、基本設計、
1:48:51	多い中でいまだにこういうフォーマットで入ってきてるってところをちょっと今出せないのは違和感があるなと思いましたので、少し内容。
1:49:00	その意味もそうですが
1:49:02	保管、
1:49:04	もう少しフォーマット等も含め、
1:49:10	私からは以上ですが、
1:49:15	成長度です。一定オフィスみたいですが薬品と溢水の臨空という場で多分溢水の評価って薬品も含めて評価しますよっていう話が、多分許可添付とかでうたっていて、実質没水評価はそうしていると思ってるんですけど。
1:49:29	設工認上ってどっかでリンクを貼ってるんですけど。
1:49:40	日本原燃篠崎です。溢水側ではですね薬品薬品以下にかかわらず、液体ということで、両方含まれると、薬品を含む含まないと書かずに、行きたい人も全部対象にしているということで、
1:49:54	伊勢側の没水評価等にはこの液体の薬品が含まれることになります。以上です。規制庁とりあえずは評価に含めるのは当然認識した上でなんですけど含まれることってというのは、何か、それも。
1:50:06	含めるような形ですべての行きたいとか何かそういうので読める形120件、
1:50:10	やられてるのは当然やられてると認識していて評価結果自体は当然含めてないとおかしいと思ってるんですけど、方針として含めてますよってというのが、どこかしら下で読めるか、どっかに含めて読めるようになってるかになってるといいですかね。
1:50:27	簡単に嬉しいです。いきたいというところでしか含めてごさいませんので、ちょっと明示。

1:50:36	成長度ず本文では検討いただければと思うんですけど、ちょっと一緒に話に戻って申し訳ないけど、1001であるならば10ページで、許可店舗側が変えていって、
1:50:48	評価点分ところ妥当なところ、化学薬品についても聞き取り生田目北井であることを踏まえてどうのこうのと書かれていて、これを何か最低限というところで書いてある読めるかなと思ったら、
1:51:01	単純に家賃でかけると二段階として引かからなくて、許可店舗の文章にした薬品というものが引かからないという形なんですけど、ここ今後書かれるのは何するかわかんないけどこれは当然、踏まえてある方針だと思っているので、どこか調べるうちが認識できるようにしていただければ。
1:51:17	役員の方で飛ばすのかなと思ったら役員の方でも、
1:51:20	なんか明示的に飛ばしてるかっていうちょっと見えなかったりしたのでその辺りは整理いただけるようお願いいたします。
1:51:28	日本原燃塩崎です一声かも含めて、検討しますありがとうございます失礼します。
1:51:41	以上です。その1点だけ、先ほどMOXの方にも伺いましたが、溢水、化学薬品は、ある程度その試験や文献調査等がもう、は、
1:51:52	設工認第3回申請まで、江藤荒、荒片野。
1:51:58	どうなるんだろうなっていう実工事設工認上の見通してもらっているんでしょうか。
1:52:04	日本原燃篠崎です。細かい耐震評価とか応力評価というところではまだi n gのものがございますけれども、
1:52:12	この基本設計方針にですね、はね返るような新たに
1:52:17	今想定してないような防護設備をつけなきゃいけないとか、そういったところまでは
1:52:21	ならないようなところまで設計の方は進んでございます。
1:52:26	成長承知しましたそういう意味でまた、出納との、
1:52:32	音声にも同じになるかと思えますんで。はい。うん。
1:52:37	こちらまた提示された。
1:52:43	溢水後か、以前関係聞かなければ、薬品02の方に移りたいんですが、
1:52:49	聞いてもいいの。
1:52:59	日本原燃篠崎でございます。これも先ほど申しあげました通り、資料の位置付けとしましては、溢水02と同様、第1回です。
1:53:10	安全冷却水冷却塔だけが申請されるということで、これに特化した形で、今回評価対象外ですよというのを示すために

1:53:23	第一グループに特化して作った資料でございます、中身については、構成としては同じようなものになってございます。で、
1:53:31	先ほど申しましたように、についての認可までの議論を踏まえまして、この資料のあり方につきましては、再度検討させていただきたいと思えます。
1:53:41	以上です。
1:53:42	はい、規制庁かです。それはちょっと確認なんです、この文献調査とか評価とかで、今度振り落としとかしていくその、
1:53:53	評価っていう舞台はどこかで展開されるんだそうです。
1:54:04	日本原燃篠崎です。当時から2グループ申請の補足説明資料の方で、
1:54:09	示す予定にしていました。そういう意味では、おっしゃる通り第一グループでこれだけ出るのはおかしいんじゃないかっていうのは、
1:54:16	そういう意識も繋がると思いますが今気づきました。
1:54:20	方針。
1:54:24	のフェーズで、プラント関係何なりしてる。
1:54:28	そうですね。一緒に聞く第2の1表を作られたのか。
1:54:34	そうです。
1:54:35	今回丹さんのボリュームが追加されてきまして、
1:54:39	この辺でどういうページで、
1:54:43	釣りされている状況なんでしょうか。
1:54:56	日本原燃正田です。設工認の、
1:54:59	断面におきまして、改めて整理した時に、出てきたものということになります。
1:55:06	はい、規制庁化ですが、設工認のために着工。
1:55:10	プラン土木ダウンなんですかね。
1:55:16	プラントをクダウンだけでなく設計図書等ですね、もう一度サーベイしたりとかそういったことをやっておりました。
1:55:25	しました。
1:55:28	一つだけ。
1:55:37	自家水素
1:55:44	こういう整理な
1:55:59	市町村、2番目で少々お待ちください。
1:56:11	日本原燃塩崎でございます。対象としている化学薬品の選定におきまして、プロセスで使用してるようなものを選んでいますが、二次生成物みたいなどころまでは、拾い上げてないといったのが答えになります。

1:56:26	規制庁佐田です。そうなるとその整理も少し変えてふうな、結構そういう物であると思いますんで、
1:56:36	量が非常に少なかったりいろいろあるとは思いますがちょっとそういったところが少し、
1:56:42	気になりましたので、対応可能でしょう。
1:56:46	規制庁コサクですけど。
1:56:48	対応可能でしょうかという岩片対応してもらわなくちゃ困って、許可でもそういう話はしてたはずです。
1:56:55	保管してるものではありませんってのは別にいいんですけど、なんで保管してるものっていうのでリストを作るのに、中止し過ぎたと、いうことだと理解をしています。
1:57:06	トータルの化学薬品方法という関係では、そういう生成物についても、
1:57:16	対象、検討する対象の物質としてあげて、それがどういう状況なのか、量発生する様が少ない、少ない数だとか、こういう範囲内であってだとか。
1:57:27	許可でも話したようなところで説明いただければいいんですけど、そういう枠をしっかりと設けるようにしてください。以上です。
1:57:37	今の所だけ承知いたしました。すいません。きついところでそれが第1回じゃないのに1回じゃないでもいいんですけど、そこら辺の整理をしてですね、
1:57:47	別紙6までまとめた上で、別紙今まで別紙5ですかね、まとめていただいた上で、ベース第1回ではどこまで説明するかということでまとめていただければと思います。以上です。
1:58:02	はい日本原燃篠崎です。どこでどう書くか、それを補足でどう捕捉するのかと、そういった整理も含めてですけども、考えた上で、この別紙手術の方に反映させていただきます。
1:58:16	規制庁岡です。あと水。
1:58:26	使用の場所が、
1:58:29	一部には、
1:58:33	そういうのが書いてないところは保管と仕様が全部、
1:58:43	日本原燃の蝦名です。そういった趣旨になります。その理解で正しいと思います。以上です。
1:58:50	規制庁はですね、保管と使用。
1:58:52	何かちょっと広強いかなってちょっと感じていて。
1:58:57	監視用保管場所なので、使用場所等は場所に分けて書いていただいた方が何か。

1:59:02	やっぱり良いのかもしれないなと思った次第。
1:59:07	屋内。
1:59:08	の薬品っていうのは今回あるんでしょうか。
1:59:16	主日本原燃篠崎です。対象としてる屋外の薬品とはございません。
1:59:24	ちょうどその重油タンクなんかはどうなんでしょうか。
1:59:35	日本原燃篠崎です。化学薬品の選定におきまして、薬品と
1:59:43	守るべきものですね構成部材の組み合わせ等で、今回抽出する化学薬品 っての目でございまして、A重油ってのはその対象に入っていないとい うことになります。以上です。
1:59:57	成長管理損傷C楨と菅場所
2:00:24	お願いします。
2:00:36	規制庁タジリです。ちょっとここは資料関係ないんですけどちょっと行 って頭に意識でハットリたいことがあって、
2:00:42	サブドレンみたいな話、他の耐震とこで話出てきてんですけど、あれっ て何か溢水の資料で話させたりするんですかねなんか。
2:00:55	第1回かどうかもちょっと認識してないんですけど。はい。
2:00:59	宮城西田でございます。整理としては建物
2:01:04	水の維持のための、例えば風営設備にして溢水とはちょっと切り離して 今は整理をしようかなと思ってました。
2:01:10	規制庁鳥居です。その辺りを整理しといていただければ、実用炉と一緒 の資料でカバーしたり何かいろいろ混乱した時期があった気がするの で、その辺りも含めて審議いただければと、今の認識はとりあえず理解 しました。以上です。
2:01:25	はい。日本原燃志田でございます。承知いたしました。
2:01:38	一番、規制庁シミズです。どっか遠い。
2:01:42	役員、溢水、全体を通して、規制庁は原燃側から確認ございますでし ょうか。
2:01:53	なければ本日の振り返りとして、全体的には申せ整理が必要な点はちょ っと多いと思いますけど、本日のヒアリングで出たコメントに対しての 対応方針と、あと資料の修正スケジュールについて原燃から説明をお願 いします。
2:02:17	はい。日本原燃の篠崎でございます。
2:02:23	気になっちゃう。ちょっとお待ちくださいませエチペー品。
2:02:32	はい。まず、
2:02:34	別紙1につきましては、全体的なところで、コメントいただいております。 露頭、鋭意に寄せたような書き方になっているんですが、



2:02:46	ちゃんとですね、許可の時の本文添付の趣旨っていうのを、
2:02:51	取り違えないようにと。
2:02:53	再度確認するということを約束させていただきました。またですね、整理資料とか市の整理資料等で整理したものについて、
2:03:04	その前提で、そういったところを、今回の基本設計方針に書いていないところ、ちょっとあるんですが、そういったところについては、ちゃんと必要なものについては書き出すと。
2:03:15	というような、修正をさせていただきます。あとは細かいところ、細かいところじゃないですけど吹き出しがずれているとかですね、等の記載のところ、或いは、ちゃんと設計とするといったような、
2:03:28	説明になるような構成の見直しと、そういったようなコメントをいただいております。
2:03:34	あなたはですね消火水等の解説で、当路の例みたいなと思ってきたのでちゃんと再処理の例に置き換えなさいとそういったようなところをいただきました。
2:03:43	あとは
2:03:54	はい、規制庁中ですけど篠崎さんすいません細かいところいろいろ指摘しましたけど大枠でですね、のポイントだけで介護ですね。はい。そうしました。あと、
2:04:08	添付資料のですね基本設計のところの基本方針ところでございますけれども、あとは基本設計方針そもそも第1回申請でどこまで書くかというところでございますけどそこについては、
2:04:19	ちょっと古い考えで作ってしまうというところもありますので、最新の考えを踏まえまして、計画べきところを書くといったところで再整理させていただきます。
2:04:31	はい。
2:04:38	支店長市民の後はですね、用語の定義や用語の定義につきましても、
2:04:42	あと他の分と合わせて、冗長的な内容のところにかかせていただきました。
2:04:55	規制庁鳥井です。追い返されて議事録をとってるという認識はしましたので適宜石津には一つ一つ読み上げる認識をされている中里メモ横にあるのは認識ができたので、適宜対応いただければと思います。
2:05:09	はい、ありがとうございます。
2:05:11	で、中だけ。
2:05:14	いや、

2:05:16	薬品につきましては、すみません中身以前の本体でフォーマットが古いとかですね、レビジョン管理がしっかりしてないといった、ちょっと恥ずかしいしていただきましたけどそういったところは集めて、すべて見直させていただきます。
2:05:31	はい。
2:05:32	で、スケジュールでございますけれども、ちょっと
2:05:36	絶対的に直すところが、
2:05:39	特に
2:05:40	添付書類ですねどこまでといったところがございますので、どこまで書くかといった、ちょっと各他の条文2とも、女性が1人でございますので、
2:05:51	いつ、頭出しできるかというのは、ちょっと社内調整の上、速やかに提示させていただきたいと思います。以上です。
2:06:00	規制庁清水です。
2:06:01	それでは全体を通して規制庁県連側から特に確認事項、
2:06:07	ございますでしょうか。
2:06:12	規制庁シミズですね、同内容ですのでこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、録音を停止します。